令和2年(2020年) 第1回大阪狭山市教育委員会 臨時会議議事録

令和2年(2020年)3月6日 開催

大阪狭山市教育委員会

第1回大阪狭山市教育委員会臨時会議議事録

令和 2 年 (2020年) 3 月 6 日 (金) 午前10時00分 開議 市役所 3 階 委員会室

出席委員(4名)

竹谷 好弘 教育長

山田 順久 教育長職務代理者

田川 宜子 委員

井上 寿美 委員

出席事務局の職員

山﨑 正弘 教育部長

酒匂 雅夫 教育部理事

松本 幸代 こども政策部長

尾島 肇 教育部副理事兼学校教育グループ課長

中森 祐次 教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長

北野 真也 教育総務グループ課長

神楽所 保則 学校給食グループ課長

寺本 芳之 歴史文化グループ課長

井上 知久 子育て支援グループ課長

浜口 亮 保育・教育グループ課長

上尾 悦男 放課後こども支援グループ課長

隅田 よし子 学校教育グループ参事

酒谷 由紀子 学校教育グループ参事

山本 美由紀 子育て支援グループ参事

書記

荒川 郁代 教育総務グループ課長補佐

御田 青波 教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

| 日程第1 | 報告第8号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための市立小学校、 |
|------|--------|--------------------------|
| | | 中学校における臨時休業について |
| 日程第2 | 報告第9号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施 |
| | | 設等における臨時休館について |
| 日程第3 | 報告第10号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園、こ |
| | | ども園等における対応について |
| 日程第4 | 報告第11号 | GIGAスクール構想の実現に向けた計画について |
| | | |

閉会

教育長(竹谷好弘)

皆さん、おはようございます。ご多忙のところ緊急にお集まりいただきました。ありがとうございます。

ただいまより令和2年第1回大阪狭山市教育 委員会臨時会議を開会いたします。

本日の出席委員数は、河合委員がご欠席ですが、定足数には達しておりますので、会議は成立いたしております。

議事録の署名委員は、会議規則の規定によりまして、山田教育長職務代理者と田川委員を指名いたします。よろしくお願いします。

会議に入ります前に、このたび新型コロナウイルス感染症対策について緊急の国の要請を受けまして、学校の臨時休業など、事務局として様々な対応をしてまいりました。安全確保のため最優先に緊急対応いたしましたので、本来でありましたら教育委員会議にお諮りすべきところでございますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

本日は、これまでの対応につきましてのご報告ということを中心に臨時会議ということで進めさせていただきたいと思います。

早速でございますが、お手元の資料の1ページ目、教育長活動報告でございますけれども、 前回の会議からそんなに経っておりませんので、 ご覧のとおりであります。

教育長(竹谷好弘)

それでは、日程第1でございます。報告第8号というところで、新型コロナウイルス感染症対策のための市立小学校、中学校における臨時休業についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育部副理事兼学校教育グループ課長 (尾島 肇)

それでは、報告第8号、新型コロナウイルス 感染症対策のための市立小学校、中学校におけ る臨時休業についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応として、 現在実施しております大阪狭山市立小・中学校 の臨時休校の措置について、資料を基にこの間 の経緯についてご説明いたします。

資料は2ページから7ページにございます。 まず、2ページをご覧ください。

こちら、2月21日に発出しました保護者向けの通知文となっております。文部科学省や大阪府教育委員会から臨時休校の考え方が示される以前にお知らせしたものでございますので、新型コロナウイルス感染症が疑われる条件でありますとか、条件に当てはまる場合の対応方法等についての周知が中心となる文書を、この21日に発出しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

令和2年2月27日付で本市教育委員会より発出している文書でございます。こちらは2月26日に大阪府教育委員会より、児童・生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休校等の対応について市町村教育委員会に要請があったことを受けまして、具体的な対応について保護者にお知らせするために配付した通知文でございます。

その内容としましては、1番に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休業について、ステージ1とステージ2に分けること。ステージ1は、1校園だけで確認された場合に、当該幼児・児童・生徒等が在籍する学校園を2週間臨時休業とする内容。ステージ2としましては、この臨時休業の学校園が複数出た場合は、大阪狭山市立の全学校園を2週間臨時休業とするという方針が通知されましたので、それに基づいて保護者にお知らせさせていただきました。

そのほか、2点目としましては、発熱等の症 状がある幼児・児童・生徒の出席停止措置につ いてということで、発熱やせきなどの風邪の症 状がある場合の欠席は、それがたとえ1日目で あっても病気欠席ではなく、出席停止として取 り扱う旨を記載しております。

また、3番として、卒業園式、入学園式等の 対応についてということで、規模の縮小や時間 短縮の措置の可能性があることについてお知ら せいたしました。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは令和2年2月28日に教育委員会から 保護者向けに発出した文書でございます。こち らは、その2月28日の前日の2月27日の夕方に 政府からの休校要請が発出されたのを受けまし て、2月28日の午前中に取り急ぎ対応の見通し について、保護者の皆様に周知した文書となっ ております。

この2月28日に一部の生徒が午前中で下校予定であったため、午前中の段階で発出させていただきました。その後、2月28日の昼頃に文部科学省や大阪府教育委員会から、文書による休校要請について正式に発出されましたので、この2月28日午前段階で発出できる範囲内で、28日の午前に臨時校長会での協議を経て発出させていただいた内容です。

1番としましては、3月2日の対応とその後の臨時休校についてとしまして、政府からの休校要請は3月2日からでしたが、本市では、配付物等の準備を考慮しまして、校長会等の協議も経て、3月2日は登校日とし、3月3日から春休みに入るまでを臨時休校とすることを取り急ぎ通知いたしました。

2番としましては、小・中学校の卒業式について、規模の縮小や時間短縮等の措置を取ることについてお知らせいたしました。

そして、3点目としまして、臨時休校中の放課後児童会入会児童等への対応についてということで、臨時休校の趣旨をふまえて、極力自宅で過ごすよう促しながらも、特別な事情がある

場合は、午前8時30分から午後1時までの間、 学校で受け入れることについてお知らせいたし ました。ただし、給食は3月3日からストップ となるため、受入れ希望のある場合はお弁当を 持参いただくよう依頼しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは3月2日月曜日に教育委員会から保 護者の皆様に向けて発出した文書でございます。

2月28日の昼から午後にかけて文部科学省と 大阪府教育委員会から正式な通知が発出された のを受けまして、2月28日金曜日に再度、夕方、 臨時校長会で協議をいたしまして、その協議を 経て保護者様向けに発出したものでございます。

1点目としまして、臨時休校の期間を記載いたしました。2月28日の通知文では、3月3日から春休みに入るまでとしていた臨時休校の期間を、3月3日から3月24日までと明記いたしました。

2点目としまして、卒業式及び入学式について、文部科学省の通知に基づいて、必要最小限の人数で時間を短縮して実施する旨、お知らせいたしました。

3点目としましては、高等学校入学者選抜について、感染拡大防止の措置を講じた上で、入学者選抜は予定どおり実施される旨、お知らせいたしました。

4点目としまして、春季休業と始業式について、臨時休校の期間から引き続く春季休業の期間と入学式の予定についてお知らせいたしました。

5点目、その他としまして、このような内容に変更がある場合は、学校ホームページや学校メールによりお知らせする旨を保護者様にお知らせしております。

現在、各小・中学校では、基本的に通常どお り教職員が出勤しまして、特別授業の児童・生 徒の受入れの対応等を行っているところでござ います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議 につきましてどうぞよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様、 何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 山田委員。

教育長職務代理者(山田順久)

臨時休校中なんですけれども、各学校でいろいる子どもたちに対してケアされていると思うんですけれども、どういうふうなことをされているのか、ちょっと教えていただけますか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長(尾島 肇)

主に小学校のほうでは、例えば3月5日現在で、7小学校で206名、それから中学校では、昨日の時点ではある学校で30名、子どもが来ております。これは一般入試の願書出願に当たって30名の子どもがこの日は来たということで、主に小学校のほうでの対応をしております。

対応としましては、感染拡大防止のために、できる限り子どもの人数を少なくして、各教室で与えられている課題に子どもが取り組んでいるのを見守ったりですとか、そういったことを実施している状況です。

以上でございます。

教育長 (竹谷好弘)

報告第8号ということで、小・中学校の臨時 休業に当たって何かご質問、ご意見等ございま すでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第8号、新型コロナウイルス 感染症対策のための市立小学校、中学校におけ る臨時休業については承認されました。

教育長(竹谷好弘)

続きまして、日程第2、報告第9号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における臨時休館についてを議題といたします

担当に説明を求めます。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グルー プ課長(中森祐次)

それでは、報告第9号、新型コロナウイルス 感染症対策のための社会教育施設等における臨 時休館についてご説明申し上げます。

資料は、8ページから11ページとなっております。

まず、9ページでございますが、2月21日に 大阪府知事から要請があり、本市におきまして も危機管理対策本部会議が行われ、市の方針が 決定されたことを社会教育関係団体に通知した ものでございます。3月20日までは原則として 自粛しましょうという内容になっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

学校の臨時休校を受け、3月2日付で学校開放団体に向けて、学校開放の中止について通知を送っております。期間は3月3日から3月24日、学校が臨時休校する期間と同様という内容になっております。

続きまして、11ページでございますが、それぞれ各施設の今の状況をまとめたものでございます。基本的には屋外施設、外のものについては通常どおり今もやっておりますけれども、屋内の施設については、3月3日から3月20日まで臨時休館しております。

図書館、公民館、社会教育センター、市民ふれあいの里は、これは屋外ではございますが、 子どもさんが多数来館されるということで、同 じような対応で3月20日まで休館しております。 総合体育館、池尻体育館、ふれあいスポーツ広 場も同じように閉館しております。ただ、利用 者等からの問合せがあるということで、窓口に ついては、いずれの施設についても開設してい るという状況でございます。また、2件のイベ ントですが、市民ふれあいの里で行われている わくわく広場と、土曜日に体育協会等の協力を 得て行っているサタデースポーツは、3月中は 中止しております。

最後に、学校開放が3月3日から3月24日中 止したということです。

こちらにまだ記載はされておりませんが、狭 山池博物館について、2月29日から3月20日ま で休館しているという状況も申し上げておきま す。

これらの休館情報につきましては、市のホームページや施設のホームページ、それから施設等での貼り紙で皆さんに周知しているところでございます。今現在、大きな混乱はないように聞いております。

以上で報告を終わります。

教育長 (竹谷好弘)

ありがとうございます。

ただいまの説明に何かご質問等ございません でしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者 (山田順久)

特に関係者団体の方とか市民の方からの問合せであったりとか、そういうのはあまりないということでいいんでしょうか。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グルー プ課長(中森祐次)

大きな混乱があるようには今のところ聞いて おりません。窓口でも、「ああ、もう仕方がな いですよね」とおっしゃっていたり、皆さんご 理解いただいているのかなというところでは、 大変ありがたく思っております。 以上です。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。 ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第2、報告第9号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における臨時休館については承認されました。

教育長(竹谷好弘)

続きまして、日程第3、報告第10号、新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園、こども園等における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

それでは、報告第10号、新型コロナウイルス 感染症対策のための幼稚園、こども園等におけ る対応についてご説明させていただきます。

資料につきましては、12ページから19ページ となっております。

まず、資料の13ページをお願いいたします。

まず、保育・教育グループから、幼稚園、保育園、認定こども園等の対応につきましてご報告させていただき、子育て支援センター、放課後児童会につきましては担当グループからご報告させていただきます。

まず、公立園の対応についてでございますが、 市立幼稚園3園及び市立こども園の教育部分、 1号認定利用につきましては、小・中学校と同様、3月3日から3月24日まで臨時休園といた しました。

次に、民間の保育園、認定こども園でございますが、2月27日付の厚生労働省からの通知におきまして、保育所等につきましては、保護者

の就労等により日中の保育が必要な子どもが利 用し、また春休みもないなど学校とは異なるも のであることから、原則として開所していただ きたいとの依頼がございました。

それを受けまして、本市におきましても、保 育所と認定こども園の保育部分、小規模保育事 業所につきましては、通常どおり開所すること とし保育を実施しております。

なお、民間認定こども園につきましても、公立園の取扱いに準じ、教育部分の1号認定利用につきましては、3月3日から3月24日まで臨時休園していただくことといたしました。

次に、資料14ページ、15ページをお願いいたします。

今回の臨時休園措置につきまして、公立園の 保護者の皆様に配付いたしました通知文でござ います。

まず1点目に、臨時休園の期間ということで、 3月3日から3月24日まで休園ということを示 しております。

2点目に、修了式についてということで、これにつきましても小・中学校と同様、3月16日の修了式については、規模の縮小、時間短縮の上、実施するということで、拡大防止のための措置を取るということについてお知らせしております。

また、3点目にございます臨時休園中の預かり保育についてでございますが、現在、各園で実施しております預かり保育につきましては、今回の臨時休園の趣旨を踏まえまして、現在無償化給付の対象となっている保育の必要性の認定を受けている子どもさんに限り、長期休業期間中と同様、午前8時半から午後5時まで実施しております。

ちなみに、3月3日臨時休園を開始した以降 の預かり保育の利用状況ですが、3月13日は4 園合計で13人、4日が10人、5日が12人、そし て今日は16人ということで預かり保育を実施しております。

なお、施設等利用給付の認定を受けておられない園児につきましては、既に預かり保育料等の納付済みということもございますので、5点目に記載のとおり、還付の手続についてご案内させていただいております。

なお、特段の事情がある場合でどうしても預かり保育が必要だということがあれば、各園に 個別に相談していただくということで、各園に は周知しております。

次に、資料の16ページ、17ページをお願いい たします。

こちらは保育所及び認定こども園等を利用している保護者の皆様に配付いたしました通知文となっております。

保育所等におきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、通常どおり開所し保育を実施しておりますが、1番に記載しておりますとおり、感染のリスクを予防する観点から、可能な範囲で家庭での保育のご協力と、風邪の症状等がある場合は登園の自粛について要請する文章を記載しております。

なお、保育所等につきましては、陽性患者等が確認された場合について、臨時休園とすることについても2番のほうで記載しております。また、子どものほか、職員、そのご家族に感染が確認された場合は、その園を臨時休園とすることとし、複数の園で感染が確認された場合については、市内の全ての園で休園とすることといたしております。

この考え方につきましては、2月28日付で大阪府から示された基本的な考え方に基づいているものでございますので、市内で感染者が確認された場合は、保育所等に仮に感染者がいなくても、状況に応じて臨時休園の措置を取ることも視野に入れております。

最後に、18ページ、19ページをお願いいたし ます。

今回の保育所等の対応につきまして、先ほど ご確認いただきました開所及び開所に当たって の留意事項等のほか、子どもや教職員の健康管 理の徹底、卒園式の規模縮小のほか、園外での 活動行事の中止または延期、保護者への対応に つきまして、2月28日に園長会を開催いたしま して、周知の上、要請したところでございます。

なお、現時点におきましては、特に大きな混乱もなく、各園、円滑に保育を実施していただいております。

保育・教育グループからは以上でございます。 教育長(竹谷好弘)

続きましてどうぞ。

子育て支援グループ課長(井上知久)

子育て支援グループでございます。

子育て支援拠点施設でございますぽっぽえん、 UPっぷにつきましては、令和2年3月3日火 曜日から3月15日日曜日までを臨時の休館とさ せていただいております。

現時点では、今のところ3月15日としておりますけれども、3月24日まで延長するという方向で検討中でございます。

内容につきましては、市ホームページ、それ から子育て情報アプリなどを活用しまして、市 民に情報提供させていただいております。今の ところ苦情等、大きな混乱は聞いておりません。 以上でございます。

教育長 (竹谷好弘)

次に、放課後児童会について、お願いします。 放課後こども支援グループ課長(上尾悦男)

放課後児童会の対応でございます。

今回の学校の臨時休校を受けまして、学校の 教職員の皆様方にご協力いただけるというとこ ろで、午前8時半から午後1時までは小学校を 臨時開放していただきまして、小学校の教職員 の方々による見守り活動を行っていただいてお ります。

放課後児童会につきましては、受入れ体制を 通常より前倒しして、平日においては午後1時 から整えさせていただきまして、児童の受入れ を行っているところでございます。

なお、土曜日と卒業式につきましては、終日 の開設をいたしております。

20ページから22ページの保護者様への通知文書にも一文添えておりますとおり、各ご家庭におきましては、できる限り趣旨を踏まえてご自宅でお過ごしいただけたらというところで、これが作用しているかどうか分かりませんけれども、この3日間の登会率は多いときでも40%を超えたくらい、少ないときでしたら30%台の後半の登会率でございます。懸念されております子どもの密集というところでは、今のところ見られず、安定的な形で運営をしているところでございます。

以上です。

教育長(竹谷好弘)

ありがとうございます。

報告第10号に係るご説明というところでお聞 きいただきました。ありがとうございます。

今の説明につきまして何かご質問、ご意見等 ありましたらお願いいたします。

井上委員、ありますか。

教育委員 (井上寿美)

混乱なかったということなので、あえて質問する必要ないのかなと思いながらも、こども園、 1号認定の子どもだけがお休みになるということで、保護者さんの思いとしたら、園が開いているのにどうしてうちの子は行けないんだろうかというような、そういうふうな思いがどこかで水面下にあるようではないのかと。

なかったからいいなと思いながらも、もしそ ういうご質問があったときにはどういうご説明 になるのかと。危険であるとすれば全て休園に すべきで、開いているならば、なぜうちの子一 人が駄目なんですかみたいな話にはならないの かなと懸念していたんですが、こんなご質問が もしあれば、どういう説明を用意しておられた のか教えていただけたらと思います。

教育長(竹谷好弘)

担当。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

井上委員からのご指摘についてですが、当初、 幼保連携型認定こども園につきましては、本来、 休園の要請の対象とはなっておらず、幼稚園型 の認定こども園の場合は休園ということで、大 阪府教育委員会からも来ておりました。

認定こども園で、委員がおっしゃるように保育部分が開いているのに、教育部分だけ閉めたんですかというような問合せがあった場合なんですけれども、先ほどご報告させていただいておりますとおり、保育の必要性のある方については実施するということで、保育所部分は通常どおりの開所という通知が来ていることもあり、保育を実施していただいているということでございます。

ただ一方では、今回の小・中学校、幼稚園の 臨時休園の措置を踏まえまして、保育部分についても可能な限り家庭での保育のご協力を要請 しておりますという答えをさせていただくとと もに、教育部分については、公立のこども園と 同様の対応をしていることも踏まえると、いわ ゆる集団感染のリスクを少しでも抑えるために、 登園を見合わせていただけたらという、そうい うお答えになろうかと思っております。

以上でございます。

教育委員 (井上寿美)

結局何か根拠を明確に示すということ自体が 非常に難しい状況の中での話が進んでいるので、 市としてもそのお答えしかできないですよね。 よく分かりました。ありがとうございました。 **教育長(竹谷好弘)**

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。 特にないようでございますので、この案件に ついて原案のとおり承認することにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは日程第3、報告第10号、新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園、こども園等における対応については承認されました。

教育長(竹谷好弘)

続きまして、最後の日程第4、報告第11号、 GIGAスクール構想の実現に向けた計画についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長(北野真也)

それでは、報告第11号、GIGAスクール構想の実現に向けた計画についてご説明をいたします。

資料につきましては、23ページから24ページ まででございます。

文部科学省が掲げますGIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するための政策でございまして、具体的には全国一律のICT環境を整備することを目的として、令和5年度までに児童・生徒1人1台の教育用コンピューター端末と高速大容量に対応できる通信ネットワークの一体的な整備の達成を図るものに対し、国が補助金を交付するというものでございます。

本市におきましても、この国庫補助制度を活用し、令和5年度までに市内の小・中学校の全児童・生徒に1人1台の端末整備を目指すこととしており、どのような計画をもって整備をす

るのか、本日はご報告をさせていただくもので ございます。

高速大容量に対応できる通信ネットワークの 構築については、先月の教育委員会定例会にて、 本年度の補正予算報告でご説明をさせていただ きましたとおり、令和2年度の事業完了を目途 として整備を進めてまいります。

端末整備につきましては、資料の24ページに お示ししております端末整備計画案をもって進 めてまいりたいと考えております。

国の事業スキームでは、令和元年5月1日時点の全児童・生徒数の3分の2に対する部分のみがGIGAスクール構想に基づく補助金として、1台当たり上限4万5,000円の定額補助があるというものでございまして、資料の①の補助対象欄に記載しておりますとおり、国が示しますロードマップを踏まえ、令和5年度の達成を目途として段階的に整備を進めてまいりたいと考えております。

残りの3分の1に対する部分につきましては、GIGAスクール構想前に文部科学省が定めておりました平成30年度から令和4年度までを計画期間とした教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づきます地方財政措置をもって整備することが、このたびの国庫補助制度の条件とされており、②の補助対象外の欄に記載しておりますとおり、小学5年生及び6年生並びに中学1年生から3年生までの整備については令和3年度に着手し、小学1年生から4年生までの整備は令和4年度に着手する予定としております。

③の予備端末の整備でございますけれども、 こちらにつきましては故障率を約2%と見込み、 100台の整備を予定しております。

また、④の指導者用につきましては、令和元年5月1日時点の学級数に基づき144台を整備することとしております。

本計画により整備いたします端末台数には、 本年度において各学校のパソコンルームに整備 いたしました教育用タブレット型端末の台数は 含んでおりませんので、児童・生徒用の410台 につきましては既に整備済みとして取り扱って おります。

なお、国庫補助制度の申請の際には、この計画のほか、通信ネットワーク環境整備計画とICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画を作成の上、申請することとなっておりますので、端末整備計画を踏まえて、それぞれの計画を作成してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問、 ご意見等はございませんでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者(山田順久)

この間、小学校、中学校で随分ICTを使った授業というのが進められてきていると思うんですけれども、今説明あったように、各生徒たちに1台ずつという形になりますと、また利用の形態とかそういったものも変わってくるかと思うんですけれども、教職員の指導であったりとか、そういった見通しはどういった計画を立てられているのかというのは、今分かる範囲でお教えいただけますか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長(尾島 肇)

教職員の指導については、現在、この整備計画とともに検討しているところでありますが、 大きく分けて2点あると考えております。

一点は、子どもの主体的・対話的で深い学び を促進することを目的として、子どもたちが個 別に考えた内容をお互いに情報交換してさらに 深めていくためのツールとして使用する場面と、 もう一点は、教科指導に関わって、一旦一斉授 業で学習した内容を子どもたちがそれぞれのペ ースでさらに学びを深めていったり、子どもた ちの状況に応じて課題をこなしていったりする なかで、新たな課題に出会っていくというよう なためのツールとして、そういった2つの場面 を今後想定しているところでございます。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

ほかに。

井上委員。

教育委員 (井上寿美)

まだこれからご議論されると思うんですが、 1人1台端末が手元に届いた場合に、学校に置いておくのか、持ち帰り可能にするのか、現段階ではどのようにお考えなんでしょうか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

教育総務グループ課長(北野真也)

現段階の考え方でございますけれども、今回のネットワーク構築の整備の中に、充電保管庫の整備というのも条件として設けられているものでございまして、それは学校に据え付けることというふうに今のところなってございますので、将来的には持ち帰りというところも想定はして事業のほうは進めていかないといけないのかなというふうには考えますが、現時点での状況ということであれば、学校保管ということでございます。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと

おり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第4、報告第11号、GIGA スクール構想の実現に向けた計画については承 認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会臨時会 議を終了させていただきます。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員